解　釈　事　例　等

◎　校長の授業担任と兼務発令の要否［教育職員免許法第３条第１項関係］

Ｑ　校長が授業を担任する場合、教諭としての兼務発令をすることの要否について、次のいずれによるべきか、お伺いしたい。
１　学校教育法第３７条第４項等に規定する校長の職務内容には、第１１項等の教諭の職務内容を包含するものと解し、全くその必要がない。
２　学校教育法施行規則第２０条は、校長の資格を一般的に規定したに過ぎず、校長が授業を担任する場合は、当然教諭としての兼務発令の必要があり、免許法第３条に規定する相当の免許状を所有する必要が生じてくる。
３　相当免許状を所有していない場合及び免許外教科の授業を担任する場合に限り、兼務発令をする必要がある。
４　補欠授業をする等の場合は、その要はないが、相当時間数を担任するとき、若しくは当該教科について一般教諭と同程度の責任を負って担任する場合に限り、兼務発令をする必要がある。

Ａ　校長が学級を担任し、又はある教科の授業を常時担任する必要がある場合には、その校長に対し、教諭を兼務させるべきものである。
　なお、授業担任教員の不在時におけるいわゆる補欠授業等、学校運営上必要がある場合には、教諭を兼務しない場合においても当該所有免許状に係る授業を臨時的に担任することは妨げないものと解される。

◎　教頭の授業担任と免許状［教育職員免許法第３条第１項関係］

Ｑ　教頭が免許状を有していない教科について、授業を担任することは可能か。常時の場合、臨時の場合に差異はあるか。

Ａ　教頭は、「必要に応じ児童の教育をつかさどる。（学校教育法第３７条第７項等）」ことができるが、授業を担当することができる教科は、免許状を有している教科に限られる。
　なお、教頭が、免許外教科の授業を担任する場合は、教諭に兼務発令した上で、免許外教科担任の許可を必要とする（法附則第２項関係参照）。

◎　ティームティーチングの補助者の免許状［教育職員免許法第３条関係］

Ｑ　ティームティーチングで授業を行う場合、免許状を有していない者を補助者とすることは可能か。

Ａ　ティームティーチングによる授業を行う場合、相当免許状を有する教員の年間授業計画及びその指導・助言に基づき授業を行う場合においてのみ、相当免許状を有していない者を補助者とすることができる。

◎　少人数授業を担当する教員の所有免許状［教育職員免許法第３条関係］

Ｑ　中学校において少人数授業を推進していくにあたり、分割した授業を担当する場合、ティームティーチングの指導者と同様に考えることができるか。それとも相当する教科の免許状を必要とするか。
　また、年間を通して、ティームティーチングによる授業と少人数に分割した授業を組み合わせて行う場合はどうか。

Ａ　少人数授業を推進していくにあたっての所有免許状の考え方は、原則としてティームティーチングと同様である。
　ただし、年間を通して分割した授業を行う場合で、相当免許状を持つ教員の指導・助言等がなく、授業を担当する教員双方の協力関係が全くない場合には、単独で教授しているのと同様とみなされ、相当免許状が必要となる。

◎　小学校の教科指導以外の教科活動と免許状［教育職員免許法第３条第１項関係］

Ｑ　小学校で、例えばプログラミングといった小学校における教科以外の教科を教育計画にとりいれ、非常勤講師が指導しているが、この場合は学習指導要領に規定されていない教科であり、学校独自の教育活動として免許状は不要とする取扱いで良いか。

Ａ　小学校において学習指導要領に規定されていない教科等の指導を行う場合についても、当該指導が教育課程に位置づけられているものであれば、小学校の教員の免許状を必要とする。なお、小学校の教員の免許状を有する者が担任する教科等の指導において、相当の免許状を有しない者を補助者とすることは妨げないものと考えられる。

◎　特別支援学校の助教諭に必要な免許状［教育職員免許法第３条第３項関係］

Ｑ　特別支援学校の助教諭となるには、特別支援学校の助教諭の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の助教諭の免許状を有しなければならないか。

Ａ　御見解のとおり。

◎　特別支援学校の訪問教育担当教員に必要な免許状［教育職員免許法第３条第３項及び附則第１５項関係］

Ｑ　小２種免のみを有する特別支援学校教員で訪問教育を担当する者が、小学部・中学部の児童生徒の訪問教育を担当する場合、中学校教諭免許状を有することが必要であるか。ただし、訪問教育としては、生活、自立活動を主として行う。

Ａ　事例の場合、特別支援学校小学部の教科・生活と自立活動を主に担当しているとしても、中学部の生徒に対する訪問教育をも担当するのであれば、中学校教諭免許状が必要である。
　なお、事例の者は、原則として、特別支援学校教諭免許状のほか、中学校教諭免許状を有しなければならない（法第３条第３項）が、特別支援学校中学部の教諭又は講師であれば、附則第１５項を適用し、中学校教諭免許状を有するのみでも差し支えない。

◎　助教諭が免許教科外担任をできない趣旨は何か［教育職員免許法附則第２項関係］

Ｑ　附則第２項による免許教科外教科担任は、教諭でなければならないとされているが、助教諭で各相当学校の普通免許状を有する者は、免許教科外教科の担任許可申請はできないか、できないとすればその理由は何か。

Ａ　中学校及び高等学校の各教科は、当該教科の免許状を有する教諭等が担当するのが原則であるが、特に小規模校の教員構成の実情を考慮し、教育上主たる責任を負うこととなっている教諭等に限って、免許教科外教科の担任を認めるのが同項の趣旨と考えられるからである。

◎　講師の免許教科外担任［教育職員免許法附則第２項関係］

Ｑ　中１種免（数学）を有する講師は、中学校の特別支援学級において統合教科（数学に技術の内容を加えたもの）の授業を担任することができるか。

Ａ　免許教科外担任は、教諭等に限って認められるものであることから、講師がその有する免許状の教科以外の教科の授業を担任することはできない。

◎　教頭も免許教科外担任の許可が必要か［教育職員免許法附則第２項関係］

Ｑ　免許法附則第２項の規定中の「教諭」には、教頭も含まれていると解してよいか。

Ａ　免許法附則第２項の教諭は教頭を含まず、教頭の職にある者が、免許教科外教科の授業を担任する場合は、教諭に兼務発令のうえで免許教科外担任の許可を必要とする。

◎　免許教科外担任の時間数と所有免許状の担任時間数［教育職員免許法附則第２項関係］

Ｑ　免許教科外教科の担任許可について担任しようとする教科の時間数について、所有免許状の担任時間数との割合はどの程度まで認めてよいか。

Ａ　免許法附則第２項による免許教科外教科を担任する教員は、専門としない教科の授業準備や教材研究を行わなければならないため、通常よりも負担が大きくなると考えられる。そのため、所有免許状に係る教科の担任時間と免許外の教科の担任時間数の割合につき特段の定めはないが、例えば当該教員が免許外教科を担任することにより担任する授業数が過重なものとなっていないか、当該教員が保有する免許状の教科を担任せず免許外教科のみを担任することになっていないかなど、免許外教科を担任する教員の負担に配慮する必要がある。

◎　特別支援学級担任教員に対する免許教科外担任の許可［教育職員免許法附則第２項関係］

Ｑ　中学校の特別支援学級の担任教員（中１種免（国語））に対して、法附則第２項の規定により普通学級の音楽を担任することを許可することができるか。

Ａ　許可することができる。

◎　特別支援学級担任教員に対する免許教科外担任の許可［教育職員免許法附則第２項関係］

Ｑ　特別支援学級の担任教員が免許教科外の教科を担任する場合、免許法附則第２項の手続を省略しても差し支えないか。

Ａ　中学校の特別支援学級又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において免許教科外教科担任を行う場合には、原則として免許法附則第２項による許可を要する。

　ただし、中学校の特別支援学級又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において教科を統合するなど特別の教育課程を編成し、教育する場合においては、免許法附則第２項による許可を要しない取扱いをすることも妨げない。

　なお､文部科学大臣の検定を受けた当該学年の教科用図書を使用せずに､他の適切な教科用図書を使用している場合についても同様とする。

◎　養護教諭による「保健」の教科の担任［教育職員免許法附則第１４項関係］

Ｑ　附則第１４項により、養護教諭が一定要件のもとに「保健」の教科の領域に係る事項の教授を担任する教諭又は講師となることができる、とされているが、どの程度の時間数の場合に教諭又は講師としての発令が必要となるのか。

　また、発令なしで「保健」の教科の領域に係る事項を担任することができるとすれば、具体的にどのような場合が考えられるか。

Ａ　臨時的な校長の指示等によるものではなく、年間計画に組み込まれ、一定のまとまった単元を教える場合に、教諭又は講師としての発令が必要となる。なお、時間数については、年間の教育計画上の位置づけから判断すること。

　発令なしで「保健」の教科の領域に係る事項を担任することができる場合とは、例えば、緊急の必要性などから年間数時間程度の授業を養護教諭が担任するようなケース（例：教諭の病欠の際の校長による授業の実施等）が考えられる。

◎　栄養教諭免許取得に係る要修得単位の軽減措置［教育職員免許法附則第１７項備考第２号関係］

Ｑ　法附則第１７項備考第２号について、「教諭又は養護教諭の普通免許状を有する」時期は、第２欄に規定する基礎資格を満たす前か後かであることや、第３欄に定める在職期間内であるか在職期間外であるかを問わないと解してよいか。

Ａ　御見解のとおり。

◎　教科及び教職に関する科目の取扱い［教育職員免許法別表第１関係］

Ｑ　別表第１の規定により、高１種免（英語）の授与を受けようとする場合、高１種免（国語）について教職課程の認定を受けている大学において修得した**教科及び教職に関する科目**の単位を使用することができるか。

Ａ　別表第１及び施行規則第５条に基づき修得しなければならない教科及び教職に関する科目は、教科及び教科の指導法に関する科目を除き、免許教科の違いにより各科目の内容に差異が生じるものではないことから、高１種免（国語）について教職課程の認定のある大学で修得した教科及び教職に関する科目（教科及び教科の指導法に関する科目を除く。）の単位を、高１種免（英語）の取得のために必要な科目の単位として取扱うことができる。

◎　教科及び教職に関する科目の取扱い［教育職員免許法別表第１備考第５号関係］

Ｑ　高専免の課程認定がある大学院で修得した単位を高１種免の免許取得に必要な単位として使用できるか。

Ａ　使用できない。

◎　実務経験による教育実習軽減の取扱い［教育職員免許法施行規則第２条及び４条第１項備考第９号又は第８号関係］

Ｑ　教育実習の単位を他の教職に関する科目をもって替える場合、養護教諭としての勤務経験で当該勤務学校の免許状を取得するために必要な教育実習の単位を他の教職に関する科目をもって替えることはできるか。

Ａ　替えることはできない。

◎　別表第３第３欄に規定する在職年数への算入の可否［教育職員免許法別表第３及び第１７条の３関係］

Ｑ　別表第３第３欄に規定する在職年数は、第２欄に定める免許状を取得した後の年数と規定されているが、小２種免取得前に、免許法第１７条の３の規定により特別支援学校小学部で勤務した年数は、別表第３で小１種免を申請する際の在職年数として算入できるか。

Ａ　算入できない。別表第３第３欄の在職年数とは、第２欄に定める免許状（この場合、小２種免）を取得した後の在職年数でなければならない。

◎　在職年数の算定［教育職員免許法別表第３関係］

Ｑ　課程の認定を受けていない科目の単位を科目等履修生として修得した場合、免許法別表第３に使用して差し支えないか。

Ａ　法別表第３の適用を受ける場合の科目の単位は、教職課程の認定を受けた教科で修得したものであることを要しないことから、教育職員検定により有効な単位として認めて差し支えない。

◎　在職年数の算定［教育職員免許法別表第３備考第１号関係］

Ｑ　免許法別表第３､第５､第６、第６の２若しくは第７の規定により、現職教員が上位の免許状を取得する場合における病気休暇、産前産後休暇、育児休業など、休暇又は休業の期間の在職年数への通算についてはどのように取扱うべきか。

Ａ　教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数は、実務証明責任者が教員の実際の勤務状況を考慮しながら良好な成績で勤務したものであるか否かを判断すべきものであり、教育職員免許法施行規則により休職の期間が在職年数に通算されないからといって、実務証明責任者がそれ以外の一定の休暇又は休業の期間を教員として良好な成績で勤務した旨の証明のある在職年数に通算しない取扱いとすることを排除しているものとは考えられない。
　実務証明責任者が、教員として良好な成績で勤務した旨の証明を行うにあたっては、９０日を基準として実務証明責任者が長期にわたるものと認める休暇又は休業の期間については、良好な成績で勤務した在職年数に当たらない取扱いとすることが適当である。

◎　専修免取得の際の大学の単位の使用の可否［教育職員免許法別表第３備考第４号関係］

Ｑ　大学の学部において修得した単位については、免許法別表第３の規定により、高専免の授与を受ける場合の単位としては使用できないと解して良いか。

Ａ　御見解のとおり。
　高１種免所有者が、免許法別表第３により、高専免を取得する場合に必要とされる単位は、大学院又は大学の専攻科において修得しなければならない。

◎　工業実習免取得のための単位を工業免取得のために使えるか［教育職員免許法別表第４関係］

Ｑ　高１種免（工業実習）を取得させることを目的とする認定講習において修得した単位は、免許法別表第４の規定により高１種免（工業）の授与を受ける場合も使用することができるか。

Ａ　使用することができる。

◎　別表第７第３欄の「教員」に助教諭は該当するか［教育職員免許法別表第７関係］

Ｑ　免許法別表第７の規定により、特別支援学校の教諭の普通免許状を授与する場合の最低在職年数に、助教諭として勤務した期間を含めることができると解して良いか。

Ａ　御見解のとおり。
　なお、この場合、教員には、養護教諭、養護助教諭は含まれない。

◎　在職年数の算定［教育職員免許法別表第７関係］

Ｑ　免許法別表第７の規定により、特支２種免を取得する場合、中１種免を有している者が、小臨免により「小学校の助教諭として３年間勤務」し、その間に特支２種免取得に必要な所定の単位を修得した場合には、特支２種免を授与できるか。

Ａ　特支２種免を取得するために必要な免許状は、教諭の普通免許状であることから、中１種免を取得した後に「小学校の助教諭として３年間勤務」したのであれば特支２種免を授与することができるが、中１種免を取得する前に「小学校の助教諭として３年間勤務」したのであれば、小臨免を前提として特支２種免を授与することはできない。

◎　在職年数の算定［教育職員免許法別表第７関係］

Ｑ　免許法別表第７の規定により特別支援１種免の授与を受ける場合の最低在職年数に、特別支援学級の教員として勤務した期間を含めることができるか。

Ａ　特別支援１種免の取得のために必要な最低在職年数は、特別支援学校の教員としての年数でなければならないことから、特別支援学級の教員としての年数を含めることはできない。

◎　実習助手の特支２種免取得［教育職員免許法別表第７関係］

Ｑ　特別支援学校で実習助手として３年以上勤務している者（小学校教諭普通免許状を有しているが勤務経験はない）が、別表第７により、特別支援教育に関する科目６単位を修得することにより、特支２種免を取得できるか。

Ａ　実習助手は教員ではないため、特支２種免を取得できない。

◎　別表第７により特支免を取得する際の在職年数［教育職員免許法別表第７関係］

Ｑ　例示のような者が、特支２種免を取得しようとする際に、高１種免と中１種免の両方を基礎免許状として、これらの在職年数を合算して３年以上とした上で、別表第７第３欄に定める最低在職年数を満たしているものとして、免許状を授与できるか。

（例）所有免許状：高１種免（国語）、中１種免（国語）
　　在職年数　：高等学校（国語担当）２年、中学校（国語担当）２年

Ａ　授与できる。

◎　特別支援学校における在職期間［教育職員免許法別表第７関係］

Ｑ　視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校で、視覚障害と聴覚障害を併せ持った重複障害である生徒の学級を担任している。この在職年数を視覚障害者に関する教育の領域と聴覚障害者に関する教育の領域の両方の在職年数とすることは可能か。

Ａ　事例の者が担任する学級の生徒の主な障害がどちらなのかで考えることが適当であると解する。ただし、視覚障害者である生徒を担任する学級と聴覚障害者である生徒を担任する学級の両方を担任している場合には、それぞれの領域の在職年数とすることができる。

◎　別表第８により小２種免を取得する際の「各教科の指導法」の単位の修得方法［教育職員免許法別表第８関係］

Ｑ　中１種免（国語）を基礎免許状として、別表第８により小２種免を取得しようとする者が、複免で中２種免（社会）を有している場合、各教科の指導法の単位の修得方法としては、社会に相当する教科の指導法も除かなければならないか。

Ａ　御見解のとおり。
　各教科の指導法を幅広く修得するべきであるという観点から、基礎免許状のみではなく、有する免許状に係る免許教科に相当する教科以外の教科の指導法を修得することが望ましい。

◎　総合的な学習における担任の教科を判断する基準［教育職員免許法施行規則第６６条の３関係］

Ｑ　有する中学校教諭（高等学校教諭）の免許状の免許教科と、担任しようとする総合的な学習の時間（高等学校においては「総合的な探究の時間」）の教授内容とが、担任できる相当のものかの判断基準はどのように考えれば良いか。
　所有免許状の種類・免許教科に全く関連しない部分を担当することができるのか。
　また、誰が判断することになるのか。
　学校の指導計画に基づき学校長が判断することとなるのか。

Ａ　総合的な学習の時間（高等学校においては「総合的な探究の時間」）のテーマ・内容と免許教科の関連が説明できるかどうかによる。
　例えば、総合的な学習の時間（高等学校においては「総合的な探究の時間」）において、国際理解教育（英語の活用を含む。）や環境をテーマに取り上げた場合は、中学校又は高等学校の英語や理科の教科の免許状が想定される。
　また、これらのテーマの場合でも、内容的に社会科に関連したものを取り扱うこととなれば、社会の教科の免許状を有する者が想定される。
　なお、所有免許状・免許教科に全く関連しない部分を担当することは当然できない。
　また、判断については、学校の指導計画に基づき学校長が判断すべきと考える。

◎　体育の単位の内容［教育職員免許法施行規則第６６条の６関係］

Ｑ　「体育２単位」について、講義のみの履修で良いのか。

Ａ　法令上、「体育２単位」の内容が定められていないことから、講義だけでも可能である。

◎　専修免許状を取得する際に放送大学大学院の単位を使用することについて［免許法第６条別表第３関係］

Ｑ　１種免許状での経験年数を利用し、教育職員検定により専修免許状を取得したいが、放送大学大学院で修得した単位を使用することができるか。

Ａ　免許状を取得するための単位は、原則として、当該免許状の認定課程のある大学で修得した単位が必要ですが、免許法第６条別表第３による上級免許状の申請の場合、認定課程のない大学の単位は、教育職員検定の際に内容的に適切であると授与権者が判断した場合にのみ使用することが可能です。

放送大学は、教員免許状取得のための認定課程のない大学のため、通常の申請には単位を使用することができませんが、別表第３により北海道に申請する場合については、現在のところ使用することができます。

なお、放送大学大学院が開講する「大学が独自に設定する科目」に対応する開設科目の中から、当該免許用の単位を放送大学の指導により履修してください。

※　各都府県により取扱いが異なりますので、北海道以外に申請する場合は、必ず申請する都府県に確認してください。

１種免許状から専修免許状を取得する場合（平成２８年改正法）

１種免許状取得後、当該１種免許状での経験年数		３年以上
最低修得単位数	「大学が独自に設定する科目」	１５単位

※　経験年数は、取得しようとする専修免許状に係る１種免許状取得後、当該１種免許状により勤務した期間（取得している免許状により良好な成績で勤務した旨の実務証明が必要）

（例）経験年数とは、中学校（国語）の専修免許状を取得しようとする場合、中学校（国語）の１種免許状を取得後、中学校で国語を教授した期間

※　教育職員検定は、実務経験、学力（修得単位）、人物、身体等に関して書面により検定を行います。

◎　特別支援学校の勤務と免許状について［免許法第３条第１項第３項、第１７条の３、免許法附則１５項］

Ｑ　特別支援学校に勤務する教員に必要な免許状を具体的に知りたい。

Ａ　特別支援学校に勤務する教員は、原則として特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校種（幼稚園、小学校、中学校又は高等学校）の教員の免許状が必要である。

ただし、当分の間、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。

なお、各学校種の普通免許状を所有し、特別支援学校において教授できる範囲については、次の表を参照のこと。

1　盲学校又は聾学校に勤務する場合

所有免許状 ＼ 学校・学部		盲学校				聾学校			
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	幼稚部	小学部	中学部	高等部
幼稚園普通免許状		○				○			
小学校普通免許状			○				○		
中学校普通免許状				○				○	
高等学校普通免許状					○				○
特別支援学校教諭免許状（視覚障害者に関する教育の領域）	＋ 幼稚園普通免許状	○	△	△	△	○			
	＋ 小学校普通免許状	△	○	△	△		○		
	＋ 中学校普通免許状	△	△＋□	○	△			○	
	＋ 高等学校普通免許状	△	△＋□	△	○				○
	＋ 高等学校普通免許状（※）	△	△＋□	△＋☆	○				○
特別支援学校教諭免許状（聴覚障害者に関する教育の領域）	＋ 幼稚園普通免許状	○				○	△	△	△
	＋ 小学校普通免許状		○			△	○	△	△
	＋ 中学校普通免許状			○		△	△＋□	○	△
	＋ 高等学校普通免許状				○	△	△＋□	△	○
	＋ 高等学校普通免許状（※）				○	△	△＋□	△＋☆	○
特別支援学校教諭免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の領域）	＋ 幼稚園普通免許状	○				○			
	＋ 小学校普通免許状		○				○		
	＋ 中学校普通免許状			○				○	
	＋ 高等学校普通免許状				○				○
	＋ 高等学校普通免許状（※）				○				○

※　工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、法第１６条の４第１項及び規則第６１条の１４に定める教科

注１　○は、担任可能

注２　△は、知的障害者に対する教科担任のみ
（自立教科、学級担任、道徳、特別活動、総合的な学習の時間は不可）

注３　□は、所有免許教科に相当する教科担任及び総合的な学習の時間の担任可能
（自立教科、学級担任、道徳、特別活動は不可）

注４　☆は、※印の高等学校教諭免許教科に相当する中学部教科担任及び総合的な学習の時間の担任可能
（自立教科、学級担任、道徳、特別活動は不可）

注５　空欄は勤務できない

注６　特別免許状については省略

２　養護学校に勤務する場合

学校・学部（　）書きは学校種 ＼ 所有免許状		養護学校（知的障害者）				養護学校（肢体不自由者）				養護学校（病弱者）			
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	幼稚部	小学部	中学部	高等部	幼稚部	小学部	中学部	高等部
幼稚園普通免許状		○				○				○			
小学校普通免許状			○				○				○		
中学校普通免許状				○				○				○	
高等学校普通免許状					○				○				○
特別支援学校教諭免許状（視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域）	＋幼稚園普通免許状	○				○				○			
	＋小学校普通免許状		○				○				○		
	＋中学校普通免許状			○				○				○	
	＋高等学校普通免許状				○				○				○
	＋高等学校普通免許状（※）				○				○				○
特別支援学校教諭免許状（知的障害者に関する教育の領域）	＋幼稚園普通免許状	○	△	△	△	○				○			
	＋小学校普通免許状	△	○	△	△		○				○		
	＋中学校普通免許状	△	△□	○	△			○				○	
	＋高等学校普通免許状	△	△□	△	○				○				○
	＋高等学校普通免許状（※）	△	△□	△☆	○				○				○
特別支援学校教諭免許状（肢体不自由者に関する教育の領域）	＋幼稚園普通免許状	○				○	△	△	△	○			
	＋小学校普通免許状		○			△	○	△	△		○		
	＋中学校普通免許状			○		△	△□	○	△			○	
	＋高等学校普通免許状				○	△	△□	△	○				○
	＋高等学校普通免許状（※）				○	△	△□	△☆	○				○
特別支援学校教諭免許状（病弱者に関する教育の領域）	＋幼稚園普通免許状	○				○				○	△	△	△
	＋小学校普通免許状		○				○			△	○	△	△
	＋中学校普通免許状			○				○		△	△□	○	△
	＋高等学校普通免許状				○				○	△	△□	△	○
	＋高等学校普通免許状（※）				○				○	△	△□	△☆	○

※　工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、法第１６条の４第１項及び規則第６１条の１４に定める教科

注１　○は、担任可能

注２　△は、知的障害者に対する教科担任のみ
（自立教科、学級担任、道徳、特別活動、総合的な学習の時間は不可）

注３　□は、所有免許教科に相当する教科担任及び総合的な学習の時間の担任可能
（自立教科、学級担任、道徳、特別活動は不可）

注４　☆は、※印の高等学校教諭免許教科に相当する中学部教科担任及び総合的な学習の時間の担任可能
（自立教科、学級担任、道徳、特別活動は不可）

注５　空欄は勤務できない

注６　特別免許状については省略